添付資料２

県立つくばサイエンス高等学校
新棟整備事業

審査基準書

令和８年 10 月
茨城県教育委員会

目　次

１　本書の位置付け
２　審査の概要
３　審査体制
４　審査の手順
５　審査結果の公表
６　審査基準
６－１　参加資格要件の確認
６－２　提案審査
７　最優秀提案の選定
８　選定事業者の決定

１　本書の位置付け

本審査基準書は、茨城県教育委員会（以下「県」という。）が、県立つくばサイエンス高等学校新棟整備事業（以下「本事業」という。）において、最も優れた提案（以下「最優秀提案」という。）を行った事業者等を選定するための手順及び審査基準等を示すものであり、募集要項等と一体のものである。

本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）の決定に当たっては、事業提案書の内容及び提案価格により総合評価した提案審査結果に基づき決定する「公募型プロポーザル方式」を採用する。

本審査基準書は、事業者を選定するための方法及び基準を示したものであり、応募者は、本書を踏まえて、本事業に参加すること。

２　審査の概要

審査は、参加資格要件の確認及び提案審査（基礎審査、内容審査）により実施する。

３　審査体制

公正性及び透明性を確保することを目的に県立つくばサイエンス高等学校新棟整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、本審査基準書に基づき評価を行い、最優秀提案及び次点提案を選定し、その結果を踏まえ、県は優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

４　審査の手順

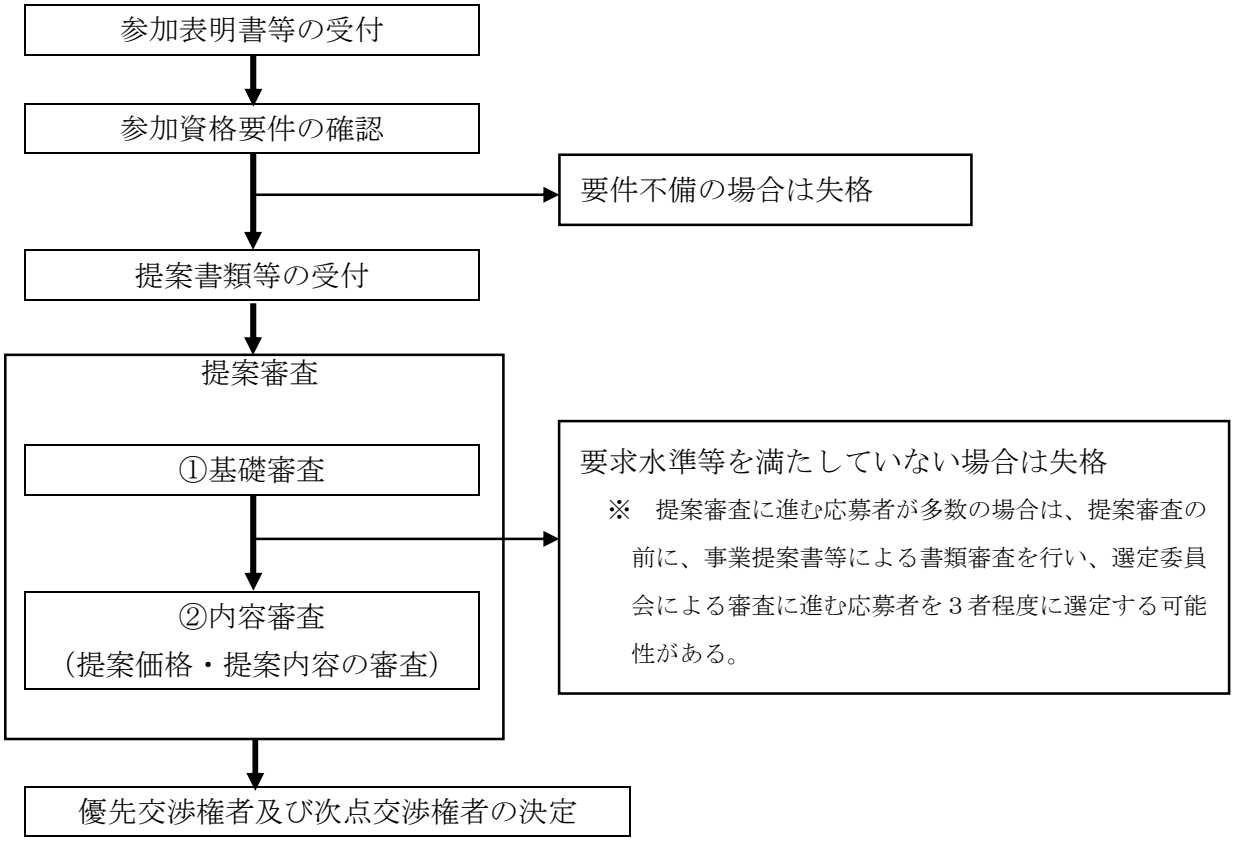

５　審査結果の公表

資格審査及び提案審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、本プロポーザルの結果を茨城県教育委員会のホームページを通じて公表する。

６　審査基準

６－１　参加資格要件の確認

応募者から提出された参加資格要件確認書類により、募集要項に示す応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認し、明らかに参加資格を満たしていない場合は失格とする。

６－２　提案審査

（１）基礎審査

県は、応募者から提出された事業提案書について、提案価格が募集要項に示す提案上限額内であるか、提案内容が要求水準を満たしているかを確認し、明らかに満たしていないと判断される場合は失格とする。

なお、基礎審査結果に対する点数の配点は行わないものとする。

（２）内容審査

内容審査により、価格評価、提案評価を行い、総合評価点を算出する。

総合評価点	＝	価格評価点	＋	提案評価点
（満点：1000 点）		（満点：200 点）		（満点：800 点）

ア　提案価格に対する内容審査

以下の計算式に基づき、提案価格から価格評価点を算出する。価格評価点の配点は200点とし、小数点第３位以下を四捨五入し、小数点第２位まで算出するものとする。

なお、募集要項に示す提案上限額を超えた提案価格を提示した応募者は失格とする。

＜価格評価点の計算式＞

価格評価点 ＝ 200点 ×（最低提案価格） ／ （当該提案価格）

イ　提案内容に対する内容審査

事業提案書の内容について、次頁以降に示す項目ごとに、評価の視点に基づき評価する。審査の採点基準は、以下に示す５段階によるものとし、評価に従い各項目の配点に採点基準の係数を乗じて算出するものとする。点数化の際は、小数点第２位まで算定する。

各評価項目について各委員が採点し、各委員の提案評価点の平均点を当該応募者の提案評価点とする。平均点は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで算出する。

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れている	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている	配点×0.75
C	提案内容が中庸である	配点×0.50
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.25
E	提案内容が劣っている	配点×0.00

【評価項目及び配点】

○　事業計画に関する事項

項目		評価の視点	配点
1	事業理解・実施方針	①本事業の目的及び施設整備方針を十分に理解した提案となっているか。 ②提案内容に具体性及び実現可能性があり、確実に履行できる内容となっているか。 ③本事業の目的を達成するため、事業者独自の視点を持ち、明確な施工計画が示されているか。 ④その他、優れた提案が含まれているか。	100
2	事業実施体制	①設計、建設、工事監理、情報ネットワーク環境構築の各業務を確実かつ円滑に実施できる体制が構築されているか。 ②各企業の役割分担が適正で、着実な事業実施が期待できるか。 ③県及び学校との協議・調整を迅速かつ円滑に行うことができる体制となっているか。 ④品質の確保について具体的な方法が提案されているか。 ⑤その他、優れた提案が含まれているか。	70
3	工程計画 (スケジュール)	①具体的かつ的確な工程計画の提案があるか。 ②工期遵守のための方策の提案があるか。 ③その他、優れた提案が含まれているか。	80
小計			250

○　設計・工事監理・建設業務に関する事項

項目		評価の視点	配点
1	平面計画	①本事業の目的を踏まえた施設利用上の利便性、効率性、安全性へ配慮した諸室の配置・動線計画の提案があるか。 ②その他、優れた提案が含まれているか。	60
2	ラーニングコモンズの計画	①日々の探究活動、授業、ディスカッション、ポスターセッション、セミナー、発表会、個人学習など、利用	70

		人数や活動内容に応じて空間構成を柔軟に変更できるものとし、多様な利用形態に対応できる環境になっているか。 ②大人数による発表会・講演会等と、個人学習やグループ協議等のそれぞれの利用形態に応じ、適切で使いやすい空間となっているか。 ③その他、優れた提案が含まれているか。	
3	コネクトラボの計画	①外部機関と「つながる」をコンセプトに、探究活動における協力校との双方向オンラインによる共同作業や拠点校・連携機関との特別授業の外部配信を実施できる配置・機能・空間となっているか。 ②その他、優れた提案が含まれているか。	50
	STEAM ラボの計画	①探究サイクルにおける実験・検証の拠点として、デジタル顕微鏡、分光光度計、3Dプリンター、小型レーザー加工機等を用いた学習、研究活動を展開できる配置・機能・空間構成となっているか。 ②ラーニングコモンズとの機能的連携及び空間的連続性に配慮した計画となっているか。 ③その他、優れた提案が含まれているか。	70
5	施設内計画	①学習環境の向上を図るための採光、通風、遮音等に配慮した計画の提案があるか。 ②清掃や補修、点検等、日常的な維持管理がしやすい計画の提案があるか。 ③ユニバーサルデザインに配慮した施設計画の提案があるか。 ④家具、内装、照明等を一体的に計画し、利用者の学習意欲の向上に資する、機能的かつ魅力的な空間の提案があるか。 ⑤その他、優れた提案が含まれているか。	60
6	情報ネットワーク環境構築の計画	①既存校舎の情報ネットワークとの整合性を確保しつつ、必要な通信品質、安定性及び利便性を確保できる提案となっているか。 ②大学、企業、研究機関、協力校等との双方向型授業、探究指導及び成果発表等を効果的に実施できる提案となっているか。 ③教職員が供用開始後に適切に運用できるマニュアル、設定情報等の引継ぎ方法が具体的であるか。 ④その他、優れた提案が含まれているか。	50
7	什器備品計画	①教育活動及び施設利用形態と什器備品の種類、配置等が適切に対応しているか。 ②学校施設での日常利用を踏まえ、安全性、耐久性及び使いやすさなどに優れた什器備品となっているか。 ③その他、優れた提案が含まれているか。	50

8	外観の計画	①新棟の周辺環境や既存施設との調和に配慮しつつ、全県的な教育改革の拠点となることを踏まえた外観となっているか。 ②その他、優れた提案が含まれているか。	50
9	外構の計画	①渡り廊下等を含む外構計画が、既存校舎との接続性、利便性に優れているか。 ②新棟周辺の車路、駐車場等の環境に配慮した計画となっているか。 ③その他、優れた提案が含まれているか。	40
10	環境への配慮	①ライフサイクルコストの低減、省資源及び省エネルギーなど環境に配慮した資材や設備機器を取り入れた提案がされているか。 ②その他、優れた提案が含まれているか。	50
小計			550

7　最優秀提案の選定

選定委員会は最も総合評価点の高い提案を、最優秀提案として、２番目に高い提案を次点提案として選定する。

なお、最も高い総合評価点を得た提案が複数ある場合は、提案評価点の最も高い提案を最優秀提案とする。この場合において、提案評価点が同点である提案が複数あるときは、当該応募者によるくじにより順位を決定する。

また、総合評価点は60パーセントを基準とし、これを満たさない事業提案は選定の対象としないものとする。

8　選定事業者の決定

県は、選定委員会における最優秀提案及び次点提案の選定結果を基に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。